

金沢市立小立野小学校育友会規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は金沢市立小立野小学校育友会と称し、事務局を当学校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、児童の円滑な成長発達と福祉増進を目指し、家庭と学校が一体となって民主教育ならびに地域の発展に寄与することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学校教育振興に関すること。
2. 児童の補導、愛護ならびに福祉に関すること。
3. 会員の教養、親睦に関すること。
4. その他本会の目的達成に必要なこと。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、小立野小学校に在籍する児童の保護者と学校に勤務する教職員ならびに本会の趣旨に賛同する者とする。

第 5 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名（保護者）
副会長 若干名（保護者）
庶務 若干名（保護者と教職員）
会計 若干名（保護者と教職員）
会計監査 3 名（保護者）

第 6 条 役員の選出及び任期。

1. 役員候補者選考については役員候補者選考委員会がこれを掌る。
2. 役員は役員候補者選考委員会にて選考推薦され、2 月度実行委員会にて承諾を得て、定時総会にて承諾を得るものとする。
3. 役員の任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。但し再任を妨げない。

第 7 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統理し、総会及び実行委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。
3. 庶務は総会ならびに実行委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は本会の会計事務を司り、会計監査委員会の監査を経て決算する。
5. 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を翌年度定時総会に報告する。

第 6 章 総 会

第 8 条 定時総会は年 1 回開催するものとし定時総会においては前年度活動報告の承認、前年度決算の承認、役員の承認、新年度行事計画の審議、新年度予算の審議、其の他事項の決議を行う。

第 9 条 臨時総会は実行委員会が認めた場合、会長が招集する。

第 10 条 総会は会員の過半数の出席で成立するものとし、総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 11 条 総会の形式は原則対面とする。但し会長が必要と認めた場合、書面(電磁的記録を含む)にて総会を行うことができる。

第 7 章 実 行 委 員 会

第 12 条 実行委員会は毎月 1 回開き本会の役員（会計監査を除く）各専門委員会の正副委員長、及び学校長、教頭、教職員によって構成される。

第 13 条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 本会の向上発展に関して協議する。
2. 各専門委員会で立案された事業計画を審議する。
3. 総会に提出する予算案その他の議案を作成する。
4. 緊急を要する事項については、実行委員会にて協議決定し定時総会にて承認を得るものとする。
5. 会員より委任された事項を協議する。
6. その他

第 8 章 専 門 委 員 会

第 14 条 本会の事業運営のため次の専門委員会をおく。

1. こだつのっこ委員会
2. 広報こだつの委員会
3. かしの木学級委員会
4. 地区委員会

第 15 条 委員の選出は次のとおりとする。

専門委員（地区委員をのぞく）を若干名選出し、各専門委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名を互選する。地区委員は各地区（町会単位）ごとに原則として児童の保護者から 2 名選出する。

第 16 条 委員会の任務は次のとおりとする。

1. こだつのっこ委員会は、児童のための育友会主催の行事を企画、運営し、児童の心身の健やかな成長を願うとともに、行事をとおして、会員相互の交流をはかる。
2. 広報こだつの委員会は、会員の意識・意欲の向上のため情報提供、および広報活動の拡充をはかる。
3. かしの木学級委員会は、会員が集いあって家庭における教育のありかたについて学びあう。
4. 地区委員会は、本会の趣旨の普及に努め、学校と地区の連絡、地区における児童の愛護にあたる。

第 17 条 13 条に定めた、専門委員会のほか、実行委員会が必要と認めた場合、その他の委員会を設置することができる。

第 9 章 その他の委員会

第 18 条 本会は必要に応じて学年協議会をおくことができる。

学年協議会は各専門委員（地区委員をのぞく）が学年別に集まり、必要事項を協議する。

第 19 条 本会は若干名からなる役員候補者選考委員会をおく。

役員候補者選考委員会は、役員候補者ならびに、会計監査委員の選考推薦を行い、2 月度実行委員会に上程する。

第 10 章 会 計

第 20 条 本会の経費は、会費および、寄付金その他をもってこれにあてる。

第 21 条 会計年度は毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日までとする。

第 11 章 改 正

第 22 条 本会の規約を改正するには実行委員会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

本規約は昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

本規約は昭和 39 年 4 月 4 日から改定施行する。

本規約は昭和 48 年 4 月 1 日から改定施行する。

本規約は昭和 61 年 5 月 14 日から改定施行する。

本規約は平成 7 年 5 月 17 日から改定施行する。

本規約は平成 8 年 5 月 23 日から改定施行する。

本規約は平成 10 年 4 月 1 日から改定施行する。

本規約は平成 16 年 5 月 25 日から改定施行する。

本規約は平成 20 年 5 月 16 日から改定施行する。

本規約は令和 4 年 5 月 1 日から改定施行する。

本規約は令和 5 年 5 月 1 日から改定施行する。